

# 学校における 新型コロナウイルス感染拡大防止 ガイドライン ( ver. 7 )

はじめに	<u>1</u>
1 基本的な感染拡大防止	2
2 感染拡大防止を踏まえた熱中症対策	5
3 児童生徒の健康管理について	6
4 職員の勤務について	<u>8</u>
5 陽性者 <u>等</u> 発生時の対応について	<u>9</u>
6 校内の <u>清掃・消毒</u> について	<u>13</u>
7 校内体制の確認について	<u>14</u>
8 児童生徒等に対する正しい知識等の指導	<u>15</u>
9 給食および昼食時について	<u>17</u>
10 部活動の実施について	<u>18</u>
11 その他	<u>19</u>
<u>本ガイドラインに関する連絡先</u>	<u>19</u>

令和3年 7月 5日版

松戸市教育委員会

## はじめに

令和2年5月18日、千葉県教育委員会より「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」が示され、各校の実態に応じた「学校における新型コロナウイルスの感染および感染拡大防止」の取組を進めていくことが求められました。

松戸市においては、県内他市町村と比較しても、感染者数が多くなっていることや東京都と隣接していること等、市としての実態も考慮し、学校再開に向け、感染拡大防止を徹底する必要がある、松戸市独自のガイドラインを作成いたしました。

また、本ガイドラインは、コロナ禍における児童生徒の安心安全な学校生活と持続的な教育を受ける権利の保障を目指し、基本的な感染拡大防止対策を継続的に実施することで、学校における感染及びその拡大を可能な限り低減するための指針として示しています。

そのため、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国、千葉県からの情報や松戸市の状況等をもとに、適宜、加除修正を行っています。今後も、最新の知見や状況、国や県の動向をふまえ、随時、更新していきます。

本ガイドラインに沿いながら、各学校の実態に応じた学校教育活動における感染拡大防止の取組をお願いいたします。

# 学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和3年 7月 5日版

## 1 基本的な感染拡大防止

学校における感染拡大防止で重要となるのは、「健康観察をすること」「密にならないこと」「手洗いをすること」「換気をする」「消毒をすること」です。

また、現状を見据えますと、誰にでも感染のリスクがあります。そこで、感染を拡大させないための行動が大切になります。

(1) 学校生活全ての場面において、3密（密閉、密集、密接）にならないよう配慮する。

○十分な換気を行う。

◎留意点 ①エアコンは外気が入らないため、エアコン使用時も換気が必要とする。

②外気温との関係で、窓を閉めてエアコンを使用せざるを得ない場合は、休憩ごとに窓を開放し十分換気する。

③2方向の窓を開ける。扇風機、換気扇等を活用する。

○教室の座席の配慮をする。

◎留意点 ①座席間は、児童生徒との間を、可能な範囲で配慮する。

②個々の児童生徒の机は独立させて配置する。

③座席を使用しない場合も、可能な範囲で身体的距離を確保する。

④対面とならない工夫をする。

○感染対策を十分に行いながら、可能な限りの教育活動を継続するために、学習内容や活動内容を工夫しながら、児童生徒の健やかな学びを保証する。

◎留意点 ①接触、密集、近距離の活動、向かい合っでの発声は避ける。

②回数や時間を絞って実施する。

・連続したグループ活動は、15分程度とし、必ず換気を行う。

③教材を共用する場合は、使用前後で手洗いをさせ、必要に応じて消毒を実施する。

④音楽科における密閉状態での歌唱指導は、行わない。

- ⑤体育・保健体育科は、多様な学習活動を実施するため、指導内容や方法、時期等を工夫する。
- ⑥グループ活動を行う際は、マスク着用を徹底する。
- ⑦声の大きさや方向など発声への配慮をする。

※スポーツ庁「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/jsa\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00001.htm)

- 通学路や昇降口で密集化しないための工夫をする。
    - ◎留意点 ①可能な範囲で、登下校時間帯を分散させる。
  
  - 休憩時間の過ごし方に留意する。
    - ◎留意点 ①随時、窓を大きく開放し、換気をする。
    - ②活動後の手洗いを徹底させる。
    - ③トイレの使用の仕方、流しの使用の仕方を工夫し、密にならないようにする。
    - ④密状態を避けるため、教室から一旦離れるなど感染拡大防止行動に心掛ける。
  
  - 集会等は、感染拡大防止の条件を付加して実施する。
    - ◎条件 ①身体的距離を1 m程度とし、マスクを着用する。
    - ②屋内の場合、窓・ドア等を開放し、十分換気する。
    - ③集団での合唱等、飛沫の想定される活動は行わない。
- (2) 手洗いうがいを徹底する。
- ◎留意点 ①石鹸による手洗いを行う。  
※泡ハンドソープを活用する。
  - ②必要に応じてうがいをさせる。
  - ③登校後（教室に入る前）、トイレ使用后、共用の教材・教具の使用前後、昼食の前後等、こまめな手洗いをを行う。
  - ④複数回の手洗い指導を行い、徹底を図る。
- ※手指用アルコール消毒は、流水での手洗いができない場合に補助的に使用するものとする。
- (3) マスク着用、咳エチケットの指導を徹底する。
- ◎留意点 ①学校教育活動においては、マスク着用を通常とする。
  - ②換気ができ、身体的距離が十分確保できている場合は、マスクを着用しなくてもよい。ただし会話を伴う場合はマ

スクを着用する。(登下校時も同様とする。)

③マスクは色柄や形状等を求めない。

④体育時は、マスク着用を必要としない。

・指導者および見学者はマスク着用とする。ただし、教師自身が身体へのリスクを感じる際は、これに限らない。また、見学者は日陰に入る等、熱中症予防の対策をとる。

(4) 健康観察カードのチェックを徹底する。検温忘れへの対応を行う。

【「3 児童生徒の健康管理について」に記載】

(5) 管理職による職員の健康管理を行う。

【「4 職員の勤務について」に記載】

(6) 保護者及び外部関係者の健康管理を適切に行う。

◎留意点 ①健康状態を確認の上、健康チェックシートを記入し、来校する。発熱や風邪症状がある場合は来校しない。

②校内での活動については、3密を避け、マスクを着用するなど、安全な行動に努める。

③保護者の滞在は、感染リスクを考慮し、適切な時間を設定する。

④外部関係団体の活動は、各ガイドラインに従い適切に実施する。

⑤児童生徒及び教職員との接触については、各学校の指示に従う。

(7) 児童生徒のフィジカルディスタンス(身体的距離)への意識や「新しい生活様式(熱中症防止対策を含む)」の習慣化、他者への思いやりをはぐくむ教育活動を実践する。

【「8 児童生徒等に対する正しい知識等の指導」に記載】

(8) 学校医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整える。

(9) 教育活動全般を通じ、適切な清掃活動により環境を整え、的確な消毒活動により、衛生を良好に保つよう努める。

【「6 校内の消毒について」に記載】

(10) 感染拡大防止対策が長期化していることに伴う児童生徒の心のケアや職員のメンタルヘルスに配慮する。

- (11) 感染拡大防止の主なポイントとは、
- ①ウイルスを含む飛沫が、目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐこと。
  - ②ウイルスが付着した手で、目、鼻、口の粘膜に接触するのを防ぐこと。

## 2 感染拡大防止をふまえた熱中症対策

- (1) 実際の天気や気温等の気象条件や児童生徒の体力、健康状況等の実態を踏まえ、無理のない範囲で体を動かす等、暑さに慣れさせる手だてを講じる。
- (2) マスクの着用が日常的になっているので、計画的でこまめな水分補給をさせる。
  - 教師の指示により、定期的に、水分補給をさせる。
  - 個人の判断で、水分補給ができるよう指導する。
    - ・感染拡大防止 →個々に水筒を準備させる。個々に管理させる。
    - 休憩中の水分補給は飛沫飛散防止のため、給食時と同様に、会話を控え、各自で行う。
- (3) エアコンによる教室内の温度調節を適宜行う。
  - ・感染拡大防止 →常時、換気を行う必要がある。
- (4) 熱中症等の健康被害が発生する可能性があるとして判断した場合は、「換気ができていて環境」「身体的距離が確保できている状況」等で、適宜、マスクを外すなど着用について配慮する。
  - 熱中症への対応を優先とする。
  - 気温・湿度や暑さ指数(WBGT値)が高い時には、マスクを外すようにする。
- (5) 児童生徒本人が暑さで息苦しさを感じた時は、「換気ができていて環境」「身体的距離が確保できている状況」等を、自ら判断し、マスクを外すなど着用について工夫できる児童生徒の育成を図る。
- (6) 登下校等、屋外において、人との距離が十分にとれている場合は、マスクを外すよう指導する。マスクを外した際は、会話を控えることについても指導する。また、自己判断が難しい年齢の児童には、積極的に声をかけるようにする。
- (7) 家庭生活も含めた「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養・睡眠」を心掛けさせる指導を行う。

(8) 特に、(5)～(7)については、学校での指導のみならず、家庭や地域にも啓発し、協力を得るようにする。

(9) 「熱中症警戒アラート」発令時は、感染拡大防止下においても、「積極的な熱中症予防行動」をとる。

○換気ができ、周囲との距離が十分確保できている場ではマスクを外す。

○マスク着用の場合は、換気をし、距離を十分確保した場を意図的に作り、一時的にマスクを外しての休憩をとる。

○マスク着用の場合は、健康観察の徹底をし、常に注意喚起をする。

○のどが渇いていなくても、こまめな水分補給を行うよう促す。

### 3 児童生徒の健康管理について

(1) 家庭と連携し、登校前の毎朝の健康観察を実施する。

○家庭において検温、風邪症状（発熱、せき、のどの痛み、だるさ、息苦しさ、筋肉痛・関節痛等）の確認をし、健康観察カードに記入。学校へ提出させる。

○家庭における健康観察の重要性への理解と協力を求める。

○同居人においても検温、体調管理に取り組んでもらう。

○本人および同居人に、発熱、風邪の症状がある場合や感染の疑いがある場合、PCR検査受検の場合等は、登校を控え、自宅での休養を徹底する。

○健康観察カードの確認を適切に実施する。

・家庭における体温や健康状態を確認できなかった児童生徒は、教室に入る前に、検温、健康観察を行う。

○健康観察の徹底は、感染源を絶つために重要であるため、児童生徒、職員への注意喚起のみならず、家庭の協力を得るための定期的な啓発を行う。

(2) 登校後の体調の変化に留意する。

○教室での健康観察は、児童生徒の表情を確認する上で、「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等で、必要に応じて、マスクを外させ確認する。

○登校後の児童生徒に発熱、風邪の症状が見られた場合は、保護者に連絡を取り、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。

○学校にとどまるケースについては、他の者との接触を可能な限り避けさせる。

・マスク着用、保健室等（個室）で待機させる。

- ・複数人いる場合は、一人一人の距離を取って待機させる。
- ・公共交通機関の利用は避けるよう伝える。

○発熱および風邪の症状が見られた児童生徒と同様の症状がないか、同  
学級や近接学級の児童生徒の状況を確認する。

(3) 症状により、「千葉県発熱相談コールセンター」やかかりつけ医師等にす  
ぐに相談するよう家庭に連絡する。

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいづ  
れかがあるとき

○基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状があるとき

○上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続くとき

（4日以上は必ず相談）

(4) 児童生徒が感染者・濃厚接触者等になった場合は、適切に対応する。

【「5 陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について」に記載】

(5) 児童生徒の出席停止等の取扱いについて

<p>学校保健安全法第19条の規定に基づき出席停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又は、かかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が判明した者</li> <li>・感染者の濃厚接触者に特定された者</li> <li>・発熱等、風邪症状がみられる者</li> <li>・同居人に発熱等、風邪症状がみられる者</li> <li>・同居人が濃厚接触者となった者</li> <li>・同居人がPCR検査を受ける者 ※1</li> <li>・保健所や医師より、自宅待機等を求められた者</li> <li>・海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合</li> <li>・<u>新型コロナワクチン接種に伴う発熱や風邪症状等がみられる者</u></li> </ul>
<p>「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合</li> <li>・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。</li> <li>・<u>新型コロナワクチンの接種を受ける場合</u></li> </ul>

○上記の場合、欠席扱いとならない。



- ※1 定期的にまた、感染防止のため「PCR検査」を受ける場合は、登校も可とする。

#### 4 職員の勤務について

- (1) 各自体調管理に努め、毎朝の健康観察を実施する。
- 児童生徒と日々接する立場として、日頃より体調管理に努める。職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努める。
  - 毎朝自宅で検温し、健康観察カード（職員用）へ記入、提出させる。
    - ・今後、配置される職員については、初日は、健康チェックカードで行い、以降、他の職員同様、健康観察カード（職員用）への記入を行う。
  - 本人及び同居人に、発熱、風邪の症状がある場合や感染の疑いがある場合、PCR検査受検の場合等は、出勤を控え、自宅での休養を徹底する。
  - 職員が、PCR検査を受検する際、必ず、管理職に報告をする。  
(検査の予定が分かっている場合は、受検3日前には報告する。)
  - 職員が自宅待機および感染者または濃厚接触者となった場合を想定しておく。
  - 急遽出勤できなくなることを想定し、教職員間での情報交換を日頃から行うようにする。
  - 休みを取得しやすい職場環境づくりに努める。
  - 妊娠中の職員に配慮する。

※『「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針』の一部改正について(通知)」

(令和2年5月18日付教職218号)】

※厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10653.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html)

- (2) 学校内での密集を避ける。
- 職員室の密集を避ける工夫をする。至近距離での会話や長時間にわたる会議は行わない。
  - マスクの着用の徹底、換気の徹底等、可能な限りの配慮をする。
  - 職員は、感染予防行動に心掛けて教育活動に当たる。
    - ・フェイスシールドやマウスシールド等は、マスクの補助具として活用する。
    - ※濃厚接触者の定義は「手で触れることのできる距離で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者」としているが、

フェイスシールドやマウスシールドのみの場合は、「必要な感染予防策」に当てはまらず、濃厚接触者となり得る。そのため、それぞれの役割や利点を踏まえ、補助的に使用するのが望ましい。

- ・マスクは、正確に着用し、児童生徒の手本となるよう心掛ける。  
※「鼻が出ている」「顎にかけている」「サイズが合わない」「ゴムがゆるい」等は正確な着用と言えない。

(3) 職員が感染者・濃厚接触者等になった場合は、適切に対応する。

【「5 陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について」に記載】

## 5 陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について

(1) 連絡体制の概要

①保護者→学校

○第一報 保護者は、学校に連絡を入れる。

※児童生徒(職員も含む)及びその同居人にPCR検査を受検する者がいる場合、濃厚接触者に特定された者、感染した者がいる場合は、速やかに学校に知らせよう、事前に保護者に依頼する。

②学校→松戸市教育委員会保健体育課 (以下、保健体育課)

○保護者からの聞き取り内容を報告する。

○本人が陽性の場合、※2「新型コロナウイルス発生時提出基本書類」の提出をする。以下③④についても、本人が陽性であった場合の対応となる。

※2 「新型コロナウイルス発生時提出基本書類」は、濃厚接触者特定のために保健所より提出要請のあったものとなります。

③保健体育課 (学校の場合もある)

→松戸健康福祉センター松戸保健所 (以下、松戸保健所)

○新型コロナウイルス発生時提出基本書類を、保健体育課(学校の場合もある)から松戸保健所へ提出する。

④松戸保健所より「濃厚接触者の特定」の報告

○松戸保健所から本人への聞き取り、学校における行動等を基に濃厚接触者の特定及び指導助言をもらう。

- 同時に保健体育課 (学校の場合もある) と松戸保健所において
- ・学校における活動の様態
  - ・接触者の多寡
  - ・地域における感染拡大の状況
  - ・感染経路の明否等
- を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、必要な対応について十分相談をする。
- あわせて学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を行う。

⑤学校における消毒を実施する。

【「6 校内の消毒について」に記載】

## (2) 基本的な対応

① 本人が陽性者となった場合の対応

ア 児童生徒・職員について

- 本人は、治癒するまで出席停止または出勤停止となる。
- 保健所や医師に指示された期間を経て、出席・出勤が可能となる。  
→陽性者にかかわる濃厚接触者が松戸保健所により特定され、自宅待機、PCR検査受検等の指示が出される。

イ 学校について

- 基本は、学級閉鎖とする。  
(学年閉鎖あるいは休校とする場合もある。)
- 最大2週間の期間とする。  
→濃厚接触者の特定、学校の消毒等要件が満たされた後、松戸保健所と相談の上、再開の時期を判断する。

②同居人が陽性者、本人が濃厚接触者となった場合の対応

ア 児童生徒・職員について

- 本人は、出席停止または出勤停止となる。
- 本人が濃厚接触者となる場合、保健所や医師に指示された期間を経て、出席・出勤が可能となる。

イ 学校について

- 本人に、発熱や風邪等の症状がある。
  - ・基本は、学級閉鎖とする。  
(学年閉鎖あるいは休校とする場合もある。)
  - ・最大2週間の期間とする。

- ・松戸保健所の指導に従い、消毒等要件が満たされた後、感染拡大の恐れがないとなった時点で再開する。

○本人に、症状がない。

- ・すぐに学級閉鎖等の措置をとることはしないが、その後、本人に症状が出たり、陽性者となったりした場合、また、保健所からの助言があった場合等は、学級閉鎖等とすることもある。

③同居人が濃厚接触者となった場合

ア 児童生徒・職員について

- 本人は、出席停止または出勤停止となる。  
※要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となる。

イ 学校について

- すぐに学級閉鎖等の措置をとることはしないが、その後、同居人が陽性者となった場合や保健所からの助言があった場合等は、②と同様の扱いとする。

④本人および同居人に感染の疑いがある場合

ア 児童生徒・職員について

- 本人は、出席停止または出勤停止となる。  
※要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となる。

イ 学校について

- すぐに学級閉鎖等の措置をとることはしないが、その後、児童生徒・職員及び同居人が、陽性者や濃厚接触者となった場合、保健所からの助言があった場合等は、①②と同様の扱いとする。

⑤特定の地域におけるクラスターの発生や患者の発生状況により、感染が拡大するおそれがある場合

- 当該地域の学校を一定期間休校する。

(3) 感染状況による対応

「緊急事態宣言」に該当する期間や地域の状況、変異株の動向等により、市内の感染状況に悪化傾向が見られる場合には、「これまでの学級閉鎖等の対応」と同様の措置をとる。

○「これまでの学級閉鎖等の対応」

① 本人が陽性者となった場合の対応

ア 児童生徒・職員について

- 本人は、治癒するまで出席停止または出勤停止となる。
- 保健所や医師に指示された期間を経て、出席・出勤が可能となる。  
→陽性者にかかわる濃厚接触者が松戸保健所により特定され、自宅待機、PCR検査受検等の指示が出される。

イ 学校について

- 基本は、学級閉鎖とする。  
(学年閉鎖あるいは休校とする場合もある。)
- 最大2週間の期間とする。  
→濃厚接触者の特定、学校の消毒等要件が満たされた後、松戸保健所と相談の上、再開の時期を判断する。

②同居人が陽性者、本人が濃厚接触者となった場合の対応

ア 児童生徒・職員について

- 本人は、出席停止または出勤停止となる。
- 本人が濃厚接触者となる場合、保健所や医師に指示された期間を経て、出席・出勤が可能となる。

イ 学校について

- 基本は、学級閉鎖とする。  
(学年閉鎖あるいは休校とする場合もある。)
- 最大2週間の期間とする。  
→松戸保健所の指導に従い、消毒等要件が満たされた後、感染拡大の恐れがないとなった時点で再開する。

③同居人が濃厚接触者となった場合

ア 児童生徒・職員について

- 本人は、出席停止または出勤停止となる。  
※要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となる。

イ 学校について

- すぐに学級閉鎖等の措置をとることはしないが、その後、同居人が陽性者となった場合や保健所からの助言があった場合等は、②と同様の扱いとする。

④本人および同居人に感染の疑いがある場合

ア 児童生徒・職員について

○本人は、出席停止または出勤停止となる。

※要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となる。

イ 学校について

○すぐに学級閉鎖等の措置をとることはしないが、その後、児童生徒・職員及び同居人が、陽性者や濃厚接触者となった場合、保健所からの助言があった場合等は、①②と同様の扱いとする。

⑤特定の地域におけるクラスターの発生や患者の発生状況により、感染が拡大するおそれがある場合

○当該地域の学校を一定期間休校する。

(4) 保護者及び児童生徒への連絡

○休校の場合は、保護者へ、学校より速やかにメールにて通知をする。

○引き渡しでの下校になる場合には、適切な下校時刻を決め、保護者にメールで通知する。

○臨時休業に入る前に、学校が、臨時休業中の健康観察や学習課題等について、児童生徒に連絡する。

※上記の各対応については、今後の動向を踏まえ、修正を加えていく。

## 6 校内の清掃・消毒について

(1) 日常の清掃

○清掃等により、清潔な空間を作り出すことが、健康増進に寄与し、感染拡大防止につながることを児童生徒に理解させる。

○清掃活動は、感染拡大防止措置を十分に行った上で、実施する。

・換気、マスク着用、密を防ぐ、共用物の消毒等

・ごみの回収、流し掃除、トイレ掃除等は、必要に応じて、手袋を使用する。

・共同での作業となる場合は、児童生徒の新しい生活様式の定着度、発達段階等の児童生徒の状況および感染拡大防止措置等を総合的に判断し、時間や方法を決める。

○清掃後は、必ず、石けんで手を洗う。

○家庭用洗剤を用いた拭き掃除は、消毒に代替することもできる。

○トイレ掃除を児童生徒が行う場合は、感染拡大防止措置について十分指導し、発達段階に応じ適切に実施させる。

## (2) 日常の消毒

○特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所や共用物は必要に応じて消毒し、過度な消毒にならないよう留意する。

例) ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口、流水レバー、共用物等

○共用物の使用前後に手洗いが徹底されている場合は、使用都度の消毒は不要である。

○次亜塩素酸水を活用する。これまで使用してきた次亜塩素酸ナトリウムや家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）等も併用して利用する。

・管理は、児童生徒の手が届かないところにする。

○消毒を児童生徒が行う場合は、職員の指導の下、行うようにする。発達段階及び使用物品等を考慮し、安全指導・安全対策を徹底する。

・消毒終了後は、手洗いをさせる。

・換気、マスク着用、手袋使用等、感染防止対策を講じる。

・消毒に使用するものは、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料や取り扱い説明を確認の上、教師が準備する。

※『厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

## (3) 緊急時の消毒

○発熱、風邪の症状等を訴え、帰宅する児童がいる場合は、必要に応じて、当該児童の動線を踏まえた消毒を行う。

○上記の場合等、感染リスクが高くなっていると判断する場合は、児童生徒の清掃活動は行わせない。

○臨時休業等の場合は、必要に応じて、専門業者による消毒を行う。

## 7 校内体制の確認について

### (1) 対策本部等の設置

○学校全体で感染対策に取り組む体制、学校の規模や職員構成に応じた対策本部を設置する。対策本部は、適切な教育活動が継続的に実施できるよう計画し実践する。

・役割

平時：感染対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認

感染者等発生時：対応の総括・指示、教育委員会や保健所との連絡、情報発信等



・設置例

- 例1 既存の委員会や防災組織等を利用して設置
- 例2 基本メンバーと対応内容によるメンバーの増員
- 例3 対策本部と小チーム設置

※小チーム例

- 保健衛生チーム：感染対策の指導・徹底、健康状況の集約、  
体調不良時の対応に係る体制整備等
- 生徒支援チーム：健康状況確認の指揮、差別・偏見・いじめ  
防止、児童生徒の心のケア等
- 教 務 チーム：時間割・日課の作成、授業形態の検討、学  
習内容の精選等
- 消 毒 チーム：日常的な消毒・緊急時の消毒の計画、消毒  
用物品の準備、役割分担等

(2) 連絡体制の確認

○関係機関への連絡

- ・松戸保健所、松戸市教育委員会、学校医等の緊急連絡先を共有する。

○職員への連絡

- ・分散時の連絡体制を維持し、連絡メール等を活用し、休日や夜間等連絡方法を明確にする。
- ・職員本人が陽性者となった時の休日及び夜間をふくめた連絡体制の確認をしておく。

○保護者・児童生徒への連絡

- ・学校ホームページ、メール配信、電話、訪問等、連絡体制を随時、確認し、更新する。
- ・特に、電話連絡や訪問が必要な場合は、人手を要するので、役割分担の配置の仕方を工夫する。

## 8 児童生徒に対する正しい知識の指導

児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた適切な指導を行う。

また、季節や環境の違いを踏まえた感染予防対策への工夫ができるようにする。



(1) 感染拡大防止に向けた内容の指導

○手洗いは接触感染を予防するのに効果があるが、正しい方法で行わないと予防にならないこと。

<6つの手洗いのタイミング>

- ①外から教室に入るとき
- ②せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
- ③給食（昼食）の前後
- ④掃除の後
- ⑤トイレの後
- ⑥共有のものを触ったとき

○飛沫感染を防ぐためにも、3つの咳エチケットを実践すること。

<3つの咳エチケット>

- ① マスクを着用する。（口・鼻を覆う。）
- ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

○新型コロナウイルス感染症を正しく理解させ、感染リスクを自ら判断し、基本的な感染拡大防止行動を継続して行えるようにする。

(2) 個人として意識させる内容の指導

○3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにする。

○SNSで氾濫しているうわさや流行、誤った情報に惑わされないよう注意する。

○心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談する。

○マスクをしていない、咳をしている、登校時の検温で熱がある、医師の指示や家庭の配慮で出席を控えている、欠席が長期となっているなどの児童生徒やその家族への偏見や差別が生じないよう、いじめ、誹謗中傷などの対象とならないよう、正確で適切な知識を基にした、発達段階に応じた指導を行う。

○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

※『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』（令和2年4月 文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.html)

※「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人間尊重緊急宣言」

(令和2年8月 松戸市)

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/jinken\\_danjo/jinken/20200801koronajinken.html](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/jinken_danjo/jinken/20200801koronajinken.html)

※新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて

(文部科学省・文部科学大臣メッセージ)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00013.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00013.html)

※新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00122.html#project](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project)

### (3) 「新しい生活様式」の習慣化

- 児童生徒の新しい生活様式の習慣化には、児童生徒の指導のみならず、地域・家庭等の協力を得ながら、学校全体として取り組む。
- 放送や掲示物等を活用し、日常生活の中で意識化を図る。
- 臨時休校や長期休業中の家庭や地域における感染対策への指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症対策「スマートライフのために」

<https://corona.go.jp/prevention/>

### (4) 健康の維持と心のケア

- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効である。
- 感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが、感染拡大防止にもつながる。

○児童生徒の心のケアは、関係教職員や関係機関が組織的に対応する。また、相談窓口（「24時間子供相談ダイヤル」や「SNS相談窓口」等）を周知する。

## 9 給食および昼食時について

【目的】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染予防策をできる限り行ったうえで、児童生徒に提供する。

### (1) 給食・昼食時の留意点（学校全体で共通理解のもと取り組む）

- 短時間、少人数での配膳に心掛ける。
- 短時間、少人数で配膳ができるような献立とする。
- 箸、スプーン等は、学校のものを使用してもよい。
- 職員も配膳に参加し、職員は、エプロン、バンダナ、マスクを着用する。
  - ・フェイスシールド、マウスシールドのみの着用は避けること。

- 給食当番の児童は、白衣・帽子、マスクを着用する。
- 給食時における配膳台や児童生徒用机を消毒する際は、発達段階を考慮し、安全指導を徹底した上で児童生徒が行うこともできる。  
消毒終了後は、手洗いをする。

(2) 給食時間の感染予防対策をする。

- 消毒については、新型コロナウイルス感染拡大防止に加えて、ノロウイルス感染症等の食中毒防止の観点から、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- 配膳を行う職員及び児童生徒等は、準備の前に、手洗いの徹底、マスクの着用を確認する。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の消毒等、配膳が可能であるかの点検を確実に行う。
- 教室内の換気をする。
- 食事前の手洗いを徹底する。(流しが混まないよう人数に留意する。)
- 会食時は、向かい合わせにならないよう、前を向き、会話も控えるようにする。
  - ・職員は、「机上についたてをする」等の感染拡大防止対策をとるようにする。
- 感染拡大の不安から、学校から提供される給食を希望しない児童生徒への配慮を行う。(箸、スプーン等の持参も含む)
- 後片付けの後も手洗いをする。

## 10 部活動の実施について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止をふまえた安全で効果的な部活動を実施するために、「中学校部活動再開ガイドライン」【7月7日版】に沿って、適切に実施する。
  - ・生徒の体力や技能、気力の低下等を踏まえ、段階的な活動計画を立てる。
- (2) 「松戸市運動部活動 指導の指針」及び「松戸市文化部活動のためのガイドライン」を踏まえ、各校の実態に応じた部活動運営を行う。

【「中学校部活動再開ガイドライン」(保健体育課) 参照】

【「松戸市立中学校6月22日からの音楽系部活動再開に当たって」

(指導課) 参照】

【「松戸市運動部活動 指導の指針」(松戸市教育委員会) 参照】

【「松戸市文化部活動のためのガイドライン」(松戸市教育委員会) 参照】

- (3) 小学校における部活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた安全で効果的な部活動を実施するために、「小学校部活動再開ガイドライン」に沿って適切に実施する。

【「小学校部活動再開ガイドライン」(保健体育課) 参照】

- (4) 小学校における部活動は、学校及び地域の感染状況等から判断し、児童の実態に応じて段階的に実施する。その際、「松戸市運動部活動 指導の指針 (小学校版)」及び「松戸市文化部活動のためのガイドライン (小学校版)」を踏まえ、各校の実態に応じた部活動運営を行う。

【「松戸市運動部活動 指導の指針 (小学校版)」(松戸市教育委員会) 参照】

【「松戸市文化部活動のためのガイドライン (小学校版)」

(松戸市教育委員会) 参照】

## 1.1 その他

- 外部からの来校者については、健康チェックカードの記入、マスク着用、手洗いや手指消毒をお願いし、感染対策の徹底を図る。
- 健康観察カードの保管について
  - ・児童生徒や職員から回収している健康観察カードは、2か月間保管する。行事や来校者用の健康チェックカードについても同様とする。

### 本ガイドラインに関する連絡先

- 学校教育全般にかかわる感染拡大予防対策、学校行事に関する事、児童生徒の出席、学校の休校・閉鎖等に関する事、教職員に関する事  
学務課 047-366-7457
- 教科指導・生徒指導に関する事  
指導課 047-366-7458
- 保健体育指導に関する事、部活動に関する事、学校給食に関する事、健康観察、保健衛生に関する事  
保健体育課 047-366-7459

※ 内容により担当課がまたがっている場合もございますので、連絡をいただのち、他の担当課をご案内することもあります。ご了承ください。